

## 第16回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成14年6月15日(土) 14時00分～16時30分

- 委員長 では、第16回の鎌倉市児童福祉審議会を始めさせていただきます。
- 大分、市長からいただいた任期も先が見えてきました。子育て家庭への支援ということで論議をしましょうということで、きょうは3回目に当たります。前回、随分学童保育のお話も出ましたので、きょうはそれに関する資料を用意をいただいています。その後、保育の問題についてもお話をしたいと思います。一応4時までの予定ですので、最初の子育て家庭への支援充実の方に少し時間を置いて、全体としては子どもの状況を把握するところからのつながりということもありますので、単に3回ということだけではないと思いますけれども、直接議論する機会としてはこれが最後になると思いますので、少し力点を置いて皆さんと議論をしたいと思います。
- それでは、事務局の方に出席委員等についての確認をさせていただきます。
- 事務局 委員は全員おそろいです。なお、監事につきましては、学務課長が所用により欠席をしています。それから、青少年課につきましては前回同様係長が代理で出席をいています。以上です。
- 委員長 ありがとうございます。
- それでは、早速、議事に入りたいと思うのですが、前回会議録については既にお返ししてありますので、特段の御修正なければ早速2番目、子育て家庭への支援充実について入っていきたいのですが、よろしいでしょうか。
- それでは、事務局の方に資料の16というのを用意していただきましたので、これに基づいて説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、本日お配りした資料については資料16と、補足の資料として、資料16-1については総括表を本日お配りしています。それとは別に、14回目の14-2の差し替え資料として、A4縦長の部分の資料もお配りしていますので、そちらの資料を使いまして青少年課の方から説明いたします。
- 幹事 それでは、説明に入ります前に、まず1点資料の訂正をお願いしたいと思います。資料16の4ページですが、各市の状況が一覧になっている表の厚木市の一番下、「かばん置き場として運営」と記載されていますが、こちらを「運営費4,000円おやつ代を含む」という形に訂正をお願いしたいと思います。
- 今回、提出しました資料の説明に入ります前に、子ども会館、子どもの家、そして放課後児童クラブの事業内容につきまして、以前、事務局の方から説明がありました。なかなかわかりにくい内容がありますので、所管の青少年課の方から、まずこの点について、若干、補足説明をさせていただきます。
- 今回、差しかえました資料14-2、A4縦長の表をごらんいただきたいと思います。

ます。まず、子ども会館の事業は地域の子どもの健全育成事業として昭和45年度にスタートしています。子ども会館はその地域の幼児から中学生までが、登録や申し込みをせず自由に利用できる屋内施設で、イメージ的には児童館を小さくしたような施設です。また、建物につきましては平屋建て、または2階建ての施設ですが、延べ床面積は約250平方メートル程度で、利用時間は午前10時から午後5時まで。日曜、祝祭日、年末年始を除く毎日開館しています。施設内には軽い室内スポーツができるプレイルームのほか、図書コーナーがあり、また、施設によっては卓球室や屋外に園庭のある施設もあります。いずれも利用につきましては無料で、自由に利用できる施設です。

整備計画といたしましては、各小学校区に1カ所の整備を目指しており、現在、16ある小学校区のうち、11小学校区に12カ所の施設を整備しています。なお、富士塚小学校区には現在2つの子ども会館がありますので、未設置小学校区としては、御成小学校、稲村ヶ崎小学校、七里ガ浜小学校、植木小学校、関谷小学校の5小学校区となっています。

次に子どもの家の事業は、留守家庭事業の健全育成事業として昭和50年度にスタートしました。子どもの家は、いわゆる学童保育といわれている放課後留守家庭となる児童が専用利用する施設で、ただいま説明しました子ども会館の建物の中に、畳12畳ほどの和室と台所を留守家庭児童専用として設けて、この専用施設を子どもの家と呼んでいます。この和室につきましては、留守家庭児童が自分の家にかわる部屋として設けて、疲れたときやぐあいが悪いときなど休憩の場として使用をしたり、下校時のランドセルや荷物、着がえ等のロッカー室としても利用しています。また、留守家庭児童が給食のない日に持参したお弁当を食べる場として、また毎日のおやつ場としても利用しています。利用時間につきましては、学校開校日は放課後から午後5時30分、学校休校日は午前8時30分から午後5時30分で、日曜、祝祭日、年末年始を除く毎日が利用可能日となっています。また、施設を利用するには保護者の申請が必要で、利用できる条件としましては小学校1年生から3年生で、市内に住所を持つ児童で、保護者が就労や病気等の理由により児童の放課後の世話ができない家庭の児童に限っています。また、事業開始以来現在まで利用につきましては無料で行っています。

また、各施設定員は20名ですが、登録児童全員が毎日利用するという事はないので、施設の利用状況等を勘案した中で受け入れを行っています。現在、入所を待っている、待機している児童はありません。また、施設に余裕がある場合には4年生以上の児童でも現在試行的に受け入れを行っています。整備計画につきましては、子ども会館との併設施設を各小学校区に1カ所整備することを基本と考え、現在、16小学校区に子ども会館との併設館を11カ所、子どもの家だけの単独館を1カ所整備しています。未設置小学校区は稲村ヶ崎、七里ガ浜、植木、

関谷の4小学校区となっています。

なお、鎌倉市では子ども会館と子どもの家の併設を基本と考えていまして、これは留守家庭児童であっても、地域に帰れば地域の子どもであり、地域の異年齢の子どもたちの中で育てていくことが必要であるという考えが併設館の基本的な考えです。これは県内でも特異といえますか、今回の事業の特色であると考えています。

次に、放課後児童クラブですが、先ほど説明したとおり本市の基本方針は子ども会館と子どもの家の併設ですが、土地事情や財政状況からなかなか適当な用地や財源を確保することが難しい状況があります。しかしながら、子どもの家の未設置小学校区の早期の解消は、子育て支援の面からも重要な問題と認識しています。このため小学校の教室を活用しまして、緊急的、暫定的な措置として事業を実施しているもので、事業の内容につきましては、子どもの家と同様です。

事業の実施に当たりましては、小学校の1教室を借りて、教室内に6畳程度の畳を敷き、子どものロッカー、遊具類、図書等を配置しています。

また、学校施設で図書室や体育館、校庭が使用されていない場合には、それらの施設も使用させていただいてます。現在、この放課後児童クラブは稲村ヶ崎小学校と関谷小学校の2校に設置しており、これらの施設を加えると、留守家庭児童対策施設の未設置小学校区は七里ガ浜小学校と植木小学校の2校ということになります。

また、先ほど子どもの家の利用につきましては、登録している児童全員が毎日利用するわけではないと説明しましたが、子どもの家、放課後児童クラブは幼稚園や保育園、または義務教育施設だとか学校と違いまして毎日決まった時間に通う施設ではありません。保護者が就労や病気などの理由で児童のお世話ができない場合に利用する施設です。また、その場合であっても利用するか否かにつきましては保護者が判断して、1年を通して利用する児童もいれば、短期間の利用、あるいは毎日利用する児童もあり、月に数回の利用、さらには来所する時間、それから退所する時間も児童によって違うのが実態です。

前々回のこの審議会で指導計画についてのご質問がありましたが、今、ご説明したように児童の利用形態が違う中で、また児童の性格や家庭環境等を考慮する中で、施設の指導員が随時話し合いを行い、それぞれの児童に合った指導方針を定めて、自立に向けて育成指導に努めているところです。

それでは次に、今回新たに提出しました資料16の1ページから5ページ、そして16-1の総括表につきましてご説明いたします。

資料16の1ページから5ページにつきましては、県内19市の留守家庭児童対策事業の平成12年度現在の実施状況です。資料16-1につきましては、そのうちの運営方法、それから施設の開設時間、料金制について別にまとめたもので

す。

それでは、総括表の方をご参照願います。

まず、事業の実施状況ですが、留守家庭児童対策事業につきましては、現在いずれの市も実施しています。また、運営方式としましては、公設公営、公設民営、民設民営方式がありまして、各市の状況は表のとおりです。また、相模原市などは複数の運営方式をとっていますので、合計が19市にはなりませんのであらかじめご理解をお願いしたいと思います。なお、鎌倉市と同様に公設公営方式のみで実施しているのは、鎌倉のほかに伊勢原市、座間市、秦野市、鎌倉を含めまして4市のみとなっています。

次に施設の開設時間ですが、まず、開始時間についてですが、学校開校日についてはおおむね放課後からですが、学校休校日につきましては、横須賀市の民間施設が午前7時30分から、そのほかにつきましては午前8時から9時となっています。

次に終了時間は、学校開校日、学校休校日によって若干異なっていますが、おおむね5時30分から6時ということになっています。例外としまして横須賀市と海老名市の民間施設が午後7時以降の終了となっています。

次に料金制についてですが、現在料金制をとっていない市が鎌倉市のほか4市あり、いずれも公設公営の施設です。なお、料金制をとっていない括弧の秦野市、厚木市の施設につきましては、直接市では料金を徴収していませんが、保護者会の方で別途運営費を徴収していますので、保護者負担はあります。また、横須賀市の施設につきましては、留守家庭児童だけでなく、全児童を対象した施設ですので、留守家庭児童を対象した施設で料金制をとっていない市は、鎌倉市と川崎市の2市ということになります。

以上、簡単ですが、ご参考にしていただければと思います。よろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

資料16、あるいは差しかえられた14-2についてのご質問はございますか。

委員 14-2のところは、利用時間が放課後になっていて、16は正午からになっているのですが、どちらが正しいのですか。

幹事 放課後からになります。申しわけありません。

委員長 そうすると、16-1の総括表も鎌倉市は開校日、休校日も放課後。

幹事 放課後です。

委員長 今、この表だと正午になっていますね。そこは訂正をしていただけますか。

総体として、僕もざっと見させていただきましたが、相当額のお金を徴収しているところから、鎌倉のように無料というところまであって、だから、終わる時間はどこが平均と言ってもしょうがない、本当は子どものニーズに合わせる

ということでしょうけど、比較的鎌倉の場合は、県内の中では早い方にあるというのが、この総括表からは読み取れるかもしれませんが。

ご質問なければ、この間の議論の続きですが、ご意見を。

委員 14 - 2の差しかえのというところの子ども会館で、市内16小学校の11小学校区に12カ所ということで、富士塚小学校が2カ所ということでしたが、この2カ所というのは具体的に、部屋が2つあるということでしょうか、それと設備としてのプレイルームとか図書コーナーとか、卓球室が2つあるのか、ちょっと具体的に2カ所という意味を教えてくださいたいのですが。

幹事 富士塚小学校区には深沢第一子ども会館というのと、深沢第二子ども会館と2つの施設があります。深沢第二子ども会館の方には、先ほど言いました子どもの家が併設されています。深沢第一子ども会館は子ども会館の単独施設ということになります。施設の内容ですが、深沢第一子ども会館にはプレイルーム、卓球室、それから図書室があります。深沢第二子ども会館の方にはプレイルーム、図書室、それから子どもの家、そういう配置になっています。

委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員 開設時間、開館時間でちょっと伺いますが、この資料をちょっと見たら昼休みは利用できないのでしょうか。昼食の時間というのは、それはどうなのでしょう。幹事 昼食時12時から1時ですが、以前は子どもの生活習慣を徹底させるという意味で、12時から1時につきましては、子どもたちは一たん自宅に帰って食事をしてから来なさいという指導をしていました。昨年度、いろいろ要望等がありまして、大分子どもたちの生活習慣も変わってきたということで、現在では12時から1時につきましても利用ができるような形になっています。

委員長 ほかに何かないでしょうか。

委員 実際に子どもの家を利用されている方々からご意見を聞くのが私は一番いいと思うのですが、具体的なものが私には見えないところがあります。行政側で出されてきた資料、横並びの資料を見ていると、まるで鎌倉市の子どもの家と、例えば同じ1ページに行けば、川崎市の学童クラブ、それは同じものとして扱われている。私は大事な点は、子どもたちがその中でどのように成長し生活をしていける場が、行政が手厚く行われているのかということが私はすごく大事な点なのだろうと思うのです。

前回は前々回もそういうこととお話を申し上げていたのですが、ここに出ている資料というのが非常に無機的な感じがいたしまして、ごめんなさいね、まあしようがないのですけれども、非常に冷たい感じがするのです。実際に先ほどの説明があった中でも、ちょっと聞きながらむなししい感じを正直覚えたのですが、子どもを家の説明の中で、部屋が設置されていると、そこはロッカーであり休む場所であり云々ということがずっと言われていたのですが、その中で子どもたちが

どのように成長していくのか、どのように異年齢の子どもたちとかかわりながら成長していける指導があるのか。

それから、当然ですが、今の質問の中で出た回答でも私はびっくりしてしまったのですが、帰ってもうちに家族がいないわけですね。その家庭の中で12時から13時まで自宅に帰って食べなさいというのも、おかしな話だなと私は思うのです。ですから、本当にこの横並びの並び方で、同じような施設であるというふうにはとても私には思えないし、例えば川崎の学童クラブというところは随分施設があるようですけども、ここはいわゆるこの前説明されていた学童保育ですよ。それに対して、鎌倉市のそれはどうかというと、私は違うと思っているのです。もっと中身のところが大事だろうと。

特に保護者の立場からすると、今は子どもたちがどういう場面で生活しているのかというは物すごく心配です。どういう点で心配なのかというと、私は職業柄、教員でございますので、そういった生活をしてきた子どもたちを日々扱っておりますので、よくわかるつもりでいますが、今、小学校や中学校が率直に申し上げて非常に荒れている。そういうところが非常にふえている、全体的にですね。その中で中学校の先生と、私は高校ですが、お話をすると、昨年度ぐらいからこういうふうに言われるのです。どういうふうに言われるかというと、あなたの学校に行くと初めて指導らしい指導を受ける子どもたちなのですよと、そういうふうに言われるのです。これはどういうことかということ、中学校の先生が今物すごく大変な状況になっている。授業を成立させるのも大変だし、その辺でいわゆる学力的には中辺の子たちが物すごく荒れているために、学力的に低い子たちまで面倒見切れないのですよと、これ率直に中学校の先生方がおっしゃることなのです。そういう状況の中で子どもたちが暮らしている。そして、地域に目を向けてみると、残念なことですが、先日もこの審議会の外のところでちょっとお話をしていたんですが、いわゆるコンビニエンス等に子どもたちが夜遅くまでたむろしている状況が不思議でない状況になってきていると。そういった中に子どもたちは生活しているわけですよ。

では、そんな不安な材料がいっぱいある中で、私は放課後の児童をどのように過ごさせていくのか。それから、大人がきちんとついてどういった子ども同士のやりとりを指導していくのかということが、私は極めて重要になっていると思います。そういうところが十分に今まで小学校、中学校と、あるいは高校でもそうですが、行われてきているならば、今起こっているようなさまざまな子どもたちの問題というのは随分改善できると。それが私が職業柄、また親としての実感であります。そういう点を具体的に、子どもたちがどういうふうな過ごし方をしているのか、どういうふうな指導をしているのかということを中心にぜひ私は語っていただきたいなと思います。以上です。

委員 それでは、ちょっと 委員のご質問でちょっと事実と間違いがあるみたいなので、12時から1時まで、前は休みだったのは子ども会館の方で、子どもの家はお休みではないので。子ども会館は家に両親がいる子も来ています。留守家庭児童の施設としては、子どもの家の方では昼休みは休みであるということだと私は思っています。

それで私の質問なのですが、さっきもお話がありましたがり七里ガ浜小学校と植木小学校にはこういう施設がないというお話だったのですが、特に留守家庭児童、七里の子と植木の子ははどこへ行っているのか、どこの子どもの家へ行くようになっていのでしょうか。ちょっと、植木小学校、七里ヶ浜小学校だと、ほかのところだと多少距離があったと思うのですが。

委員長 これはいろいろな放課後の対策の仕方というのがあると思うのですが、先ほどのような説明を聞いていて、いわゆるいうところの学童保育の子どもたちだけを隔離をしないで、児童館に当たる子どもの家と一緒に使ってもらおうという中で、地域の子どもと一緒に育てることを鎌倉が目指しているということについては、それは1つのやり方だろうと思うのですが、そこまで考えてくると今度は、では地域の子どもたちが今どういうふうに地域の中で育っているのだからかというところに目を向けなければいけないかと思うのですが、お二方からご質問出ましたので、少しまたお答えをいただきたいと思います。

委員 関連して。海老名は特別だとさっきお話がありましたけれど、なぜ海老名は8時、9時まで開館できるのか、わかったらそれも教えていただきたい。

委員長 では、お願いします。

幹事 最初に12時から1時の件なのですが、 委員さんの方からもちょっとお答えをいただきましたが、12時から1時の件は子ども会館の話です。ですから、子どもの家につきましては12時から1時も当然前から昼もしています。

子どもの家の子どもたちにどういうことを重点的に置いて指導をしているかという内容のご質問かと思いますが、特に最近の子どもたち、学校から帰ってきたときの様子などを現場の指導員の方から聞きますと、かなり疲れているということをよく聞きます。無力感といいますか、そんなような、気力が衰えたような状態の子が多いですよという感じのお話を聞きます。やはり生活が、親の就労形態にもよるのでしょうけれども、また、学校の授業時間も完全5日制になりまして、厳しくなっているのではないのかなということで、各施設の方ではやはり心のケアといいますか、精神面のケアを重点的に置いて育成指導をしていると聞いています。

次に、 委員さんの七里小と植木小の子がどこに行っているのかということですが、確かに七里ガ浜小学校と植木小学校については市の施設がありません。七里ガ浜小学校の児童で他の子どもの家、または放課後児童クラブに来ているお

子さんは、4月15日現在ですけれども、腰越子どもの家に七里ガ浜小のお子さんが4名ほど来ています。植木小学校のお子さんにつきましては、玉縄子どもの家の方に4月15日現在で2名でした。たまたま植木地区には、現在、民間の学童クラブが1カ所あります。そちらの方に植木小のお子さんは何人か行っていると聞いています。

それと、最後に海老名市の状況で、開館時間が夜の8時なり9時という形ですが、これは民間の施設でして、海老名市の方からそちらの児童クラブの方に補助金が支払われているという形で運営をしている施設です。また、利用料金につきましても、1万円から1万5,000円ということで、かなり金額的には高い金額設定になっています。

鎌倉市においては5時半という形ですが、当然、時間延長につきましては人の配置ということだと思います。鎌倉の場合ですと、先ほども説明しましたが子ども会館との併設施設ですので、鎌倉は施設自体は子ども会館開設時間ですと10時から施設をあけているということで、なかなか5時半以降に施設をあけるということが、ちょっと人の配置等の問題で難しい状況です。ただ、今後時間延長につきましては、現在検討していますのでご理解をいただきたいと思います。

委員長 子ども会館に来ている子どもたちと、子どもの家に登録して来ている子どもたちというのは、日常生活レベルでの交流、一緒に遊ぶということについてうまくできているのか、どういう課題があるのか。それから、子どもの家の指導員の方たちが、そういった地域から来る子どもたちと、放課後対策で預かっている子どもたちとの交流をどういうふうに進めていच्छるのか、そこでの課題がもし何かあれば。例えばよく言われるのはおやつがありますよね。一方はおやつが出てしまって、一方はおやつがないなんていうのがあるのですけれども、何か課題みたいなものがあればお話をしていただきたいと。

幹事 子ども会館、子どもの家につきましては併設ということで、子ども会館に来館する子どもと、それから、子どもの家の利用者を一緒に施設の中で指導しているということで、子どもの家の児童との違いといえば、お弁当が施設の中で食べられるというのは変ですけれども、家に帰っても保護者の方がいच्छらないので子どもの家で食べます。あと、おやつにつきましてはその留守家庭の保護者の方がおやつを用意して、うちの施設に届けていただいてそれを配るという形でやっています。食事の問題、それから、おやつの問題につきましては、子ども会館利用者の方から自分たちもそういうふうにしてほしいという話はないわけではありません。一応、そういうところです。

委員 おやつのこととちょっと質問、よろしいですか。

今、保護者の方から預かって配るという方法と、あと、おやつ代というのは、保護者ではなくてみんな一斉に同じおやつを配るということでしょうか。もしそう

だとしたら、鎌倉市はどんなおやつが出ているのか。それと、ほかの市でもどんなおやつを子どもたち食べているのかなと思ひまして、わかる範囲で結構ですが教えてください。

幹事 まず、おやつ代につきましては、鎌倉にある14の留守家庭施設にはそれぞれ父母会が構成されてまして、父母会の方で各保護者から2,000円から3,000円程度毎月徴収をしています。その集めた費用の中から各父母会のおやつ担当の方がスーパーに買いに行くとか、いろいろおやつを用意して、それを各施設へ届けていただいています。その届けられたおやつをお子さんに配っているという形ですが、おやつの内容につきましてはお菓子類が当初多かったのですが、最近はやはり保護者の方もなるべく温かいおやつを出してほしいということから、肉まんを買ってきたりとか、あとはスナック菓子も中にはありますけれども、いろいろそれぞれ父母会で工夫と申しますか、考えた内容に最近は変わってきています。ですから、焼き芋とかそういうようなものも最近は出るようになりました。

委員 ありがとうございます。

ほかの市では何かおやつの内容について工夫している市はあるのでしょうか。もしわかれば、参考になるかなと思ひまして。

幹事 私の知っている範囲でお答えしますが、例えば藤沢市あたりの児童クラブというところは、子どもとおやつをつくったりというような形で出しているときもあるというふうに聞いています。ただ、お菓子の内容については他市と余り差異はないと思ひています。

委員 ありがとうございます。

もう一ついいですか。資料16の一番最後のページで「ひとり親家庭が困っていること」という表があるのですが、これは「厚生労働省の母子世帯等調査結果の概要より」と書いてありますが、この表以外にもっと具体的に、例えば困っていることで仕事12.4%、22.4%とあるのですが、どんなふうに困っているかとか、あとその他というのはどんなことなのかとか、具体的な資料はあるのでしょうか。もしあったら知りたいなと思ひまして。

委員長 後でこちらへ議論を移しますので。一たん少し子ども会館、子どもの家の議論を少ししたいと思ひて、では さん、何か。

委員 今いただいた資料の3つ、ここにある最初にいただいていた16番と、本日いただいた差しかえの分で、3つのところの数字が違っているものがあるので、それを統一するためにちょっと伺いたいのですが、先ほど学校があるときには放課後から17時30分までが開所時間だということは一応わかったのですが、そのときにはこのいただいた今日の紙2枚を見ていて、こちらを訂正したいのですが。こちらの資料ではやはりまだ正午なので、こちらの放課後という形に直しておきたいのですが、それでよろしいでしょうかという点が1点と、あとこちらの今日

いただいた資料の中では、子どもの家が小学校3年生までの小学生が安全で楽しく遊べる場所という形になっているのですが、以前にいただいていた資料16のところでは、児童数が1年から3年までが3,064人で、1年から6年までを合わせるとという形での数字が出ているので、この数の中に4年生、5年生、6年生が入っているのではないかと思われましたので、その点を伺いたいなと思いました。

それで、もしかしたらこの資料をいただいているときは14カ所になっているのですが、きっとこの時点では施設は13ということで、そこところは数が違うことは大丈夫だと思うのですが、時期が違ったという形で納得しておいてよろしいでしょうかという点です。よろしくお願いします。

幹事 まず放課後でいいかという確認ですが、すべて放課後ということでご理解をお願いします。

次に資料16の1ページですが、1年生から3年生までという形の部分は、純粋に1年生から3年生までの数です。そして施設数につきましては、12年度では13カ所で、この後平成13年3月に二階堂の子どもの家がオープンしていますので、それをプラスして14という形になります。

委員 私がもう一つ伺いたかったのが、きょういただいた差しかえ用の資料のところに、小学校3年生までの小学生が安全で楽しく遊べる場所ということが書いてあったので、この文章だけを読むと4年生、5年生、6年生は子どもの家としての児童ではないのかなと思ってしまったので、それはもしかすると私の勘違いなのかもしれないのですが。

委員長 この16の児童数というのは、これは総児童数でしょう。利用児童数ではないでしょう。

幹事 これは全児童数、市内の全児童数です。

委員 まず質問なのですけれども、きょうは保育園に行かない子どもの最後の回ということで、私が用意しましたものについて。

委員長 それは後でお願いします。

委員 はい、わかりました。

委員長 子どもだけに限って。

委員 子ども家についての論議をここでして、それが答申に行くというのは私はちょっと無理かなと思います。というのは、保育園のことについては、例えば保護者会からお二人いらしているのですけれども、子ども家を利用している方たちもやはり保護者連合会みたいなものがあると思うのですけれども、そういうところの当事者の方が全然いらっしゃらなくて、私は多少子ども会館に出入りしていますからちょっとこれは申し上げようと思うのですけれども、それからもう一つは、保育園の場合は一度ここに来ていただいて、実際に園長会と主任会とそれから保

育士会からご説明いただいたりしたのですけれども、そういうことが全然ないままに、行政の方お一人だけの答弁ではなかなか現状はつかめていないのではないかなと思ひまして、例えば傍聴の方の顔ぶれも保育園のときとちょっと違うのは、私も何人かお見かけしている子ども会館の職員の方がこれだけ大勢いらしているというのはとても関心があるにもかかわらず、この審議委員のメンバーが全然それに見合うだけの当事者ではないということで、最後の2回ぐらいのときに論議するには、ちょっと不十分な状況だというのが1つです。

もし子どもの家のことを考えるのであれば、物すごくたくさん問題をはらんでいて、私も疑問としゃべりたいこと山ほどありますし、多分入れていらっしゃる方、これから入れられる方の不満や何かが山積みだと思ひますので、ちょっと不十分というのがまず私の意見です。

例えばいつでも統計表というようなものを土台に話されますけれども、例えばこの16の資料の中で、鎌倉市指導員数51人とありますけれども、この指導員51人の方がどういう方かというのは、例えば保育園の場合ですと常勤が何人とかアルバイトとか、いろいろな資料が出されたわけですけれども、実際にこの公設公営の51人の方に正職員はいらっしゃらなくてほとんど嘱託でいらっしゃるわけで、そういう方が常時責任を持ってといいますか、毎日そこに勤務するということが不可能な状況なわけですね。そういうところに、果たしてどれだけのことを要求できるのかというのはまず1つあります。

私が主任児童委員をやっている中で実際に子ども会館を訪ねたときに、ここ何年かにお聞きした、嘱託で働いていらっしゃる方のご意見をかいつまんでちょっと申し上げます。それも私が個人で伺ったことですから全然一般ではないかもしれませんが、実際、子ども会館と子どもの家というのは併設されているわけで、職員の方が午後になりますと学童という、子どもの家に来られる方とそれから一般に来られる子どもと、みんな両方見るわけです。そうすると子どもの家にいる子どもだけが、親が保育できないからここににいるというわけではなく、子ども会館として来る子どもの中でも、最近は親がうちにいない、留守家庭みたいな子どもが非常にいたりして、なかなか親との接触がない子ども、それから、学校でとても先生が面倒見切れなくて会話もできなかったような子どもの、いろいろな学校でも親でもわからないような話をこの職員の方がたくさん受けとめて、本当に最近の子どもの問題を抱えているという現状をお聞きしたりします。ぜひそんなのをここで発表していただきたいと思ひます。

先ほど子どもが疲れているという話を青少年課の方もおっしゃいましたけれども、今、子どもたちは学校でもいろいろ強制されている。うちに帰れば塾とかおけいこごとで疲れている、もう子ども会館に来て何もしないでほっとしているのが一番いいというような声も多く聞かれています。

最近では定員が20名ということではとても足りないという要望がたくさん来ている中で、どんどん受け入れるけれども、全部の子どもに対応できるだけのスタッフ体制ではないこと。さらに例えば障害児の要望があった場合に、学校なり保育園なりで障害児を受け入れる場合は、必ず加配がつくはずなのですが、どうやら子どもの家の方ではそういうこともついていない状況で受け入れてしまっている問題。多いときには物すごくたくさんのお子さんがいて、小学生から中学生までの子どもが狭いホールの中にいて、それでまたなおかつ幼児を抱えた親がここに遊びに来ているとどんな状況になるかと。ただ、はらはらときどき見ている以外に何もすべがないという、この面積的な状況。いろいろなことをお聞きしています。それをどこからどう手をつけていったらいいのかということ、後で民間委託のことも申し上げたいと思うのですが、そういうふうなことで片づけられることでもないし、やはり職員体制をもう一回見直すことも必要なのではないかなと私思います。

委員長 今の委員の発言に対しては何かありますか。特にはないですか。

幹事 この資料16の1ページから5ページの指導員数と、現在から2年ほど前の状況ですので、指導員の数につきましては現在65名体制で、いずれも非常勤嘱託員になっています。

あと、障害児の問題がちょっと出ましたけれども、現在、8の施設に12名の障害を持った児童が入所をしています。できればスタッフを増やしたいとは考えているのですが、現在、非常勤嘱託員とは別のアルバイトスタッフを数名配置して、加配という形で対応しています。以上です。

委員 委員と私も同じ意見なのですが、やっぱりそこにかかわられている方が実態を出して論議していただくのがいいし、やっぱり出てくる資料がこれでは問題があるだろうと思うのです。ただ、3点だけ言わせてください。以前、東京の学童保育の指導員の方とお話をしてみたことがあるのですが、東京の方もだんだんと学童保育はなくす方向で動いているようでして、放課後児童のいわゆる学童に来ない子たちも一緒に遊ばせるということが大分ふえてきているそうなのですが、そこで専属で指導されている方でも、そういった子どもたちと、それから学童保育で指導すべき子たちと一緒に指導するというのは大変困難だそうです。私も本当に5人、20人という子どもたちがいる中で、まして低年齢の子たちでもってそういう状況があるとするならば、少ない職員の中でどうやって一緒に指導するのか、どうやっているのですかということをお聞きしたいのです。

2点目におやつについても幾つかお話もされましたが、前回申し上げましたが、私は民間の学童保育に行かせています。先ほど青少年課の方が言われていましたおやつについては買って来たお菓子、あるいは温かいものが必要だということで肉

まんをチンして出すとか、そういうふうなことをされているそうですけれども、民間のところでは子どもと一緒に、例えば時期によっては一緒にこんなものをつくってみようかということで、何日も計画を立てて子どもと指導員が一緒におやつをつくるとか、あるいは午前中からの保育がある場合には、お昼ご飯と一緒に子どもたちとつくとか、そういうことをやっています。先ほど青少年課の係長さんが藤沢の例でそういうことをやっているところもあるようですと言っていました。やっぱりそこは、前から申し上げている子どもの家といわゆる学童保育との大きな違いが出ているのではないかなと思います。

それから、3点目のところで海老名ことが1件出ておりましたが、私はこのように思います。海老名の実情は知りませんが、恐らく親等が共同出資しながらやられているようなところではないかと想像するのですけれども、やはり親、保護者とコンタクトがよくとれているということが、この時間に反映をしてくれているのではないかなというふうに思うのです。民間の学童保育で29人だか何とか、かなりの数がいいると思いますけれども、1万円から1万5,000円というのは経営的には相当厳しいと思うのです。そんな中で20時、21時というのを設けるというのは、大変な苦労があるのではないかなと思います。ただ、それもやっぱり保護者たちとの連携をどうとるのか、そういう視線に立っているかどうかということが、民間であれ公設であれ大事なことだろうなと思います。以上です。

委員長 さて、ほぼ1時間ぐらいたってきています。 委員からはもう一つ資料が出ていますが.....。

委員 皆さん方のご意見を伺ってしまして私自身一番感じていたことは、どこまで行政がやって、どこまで受益者負担にすべきなのかなということをしごく感じていました。益を得る人はどこまでもエスカレートをして、どこまでやってほしいということがあろうと思うのですが、当然、行政としては経費がかかるからどこまでしできないという論議になると思うのです。やはり、受益者負担をどうすべきかということで、先ほど 委員がこの費用ではとてもではないけれど経営できないのではないかと、私も思います。やはりいいものを受けるとすれば、それなりの費用をやっぱり払わなければ、私はいい益を得ないのではないかなという気がするのです。

私どもは幼稚園ですから、まして私学ですから、例えば預かり保育をやっていまして、きちっといただくものはいただくわけですね。その中で何ができるかということをやっていくわけですね。海老名のこと当然民間ですから補助金がつきますと、どうしてもいろいろな意味で足かせがつきますけれども、非常に柔軟に対応できる中での話し合いですか、何かわかりませんが、そういう体制がとれたのではないかなと思います。多分、これは厚生省の補助金でやるためにいろいろな足かせがついているのだと思うのですが、やはり大事なものは鎌倉市の

子どもをどう育てたいかと。それには行政側も応分な負担をするし、保護者側も応分な負担をするという明確なものをつくっていかない限り、この論議はきちっとしたものはでき上がらないと思います。そんなふうに思います。

委員長 これは1つ学童保育だけではなくて、鎌倉市全体の子育てにも及ぶご意見だったのかもしれませんが。

委員 1点だけ、よろしいですか、今の受益者負担のお話がちょっとありましたが。先ほど学童保育のことで海老名が1万円から1万5,000円では厳しいだろう、まさにそうだろうと思うのですけれども、民間でやる中では。ただ、これもやっぱり考えなければいけないのは、その1万円から1万5,000円の負担がなかなか負担ができないということで、行けない子どもたちがいるということは、やっぱり行政が考えなければいけないことだろうと。だからこそ公立の、ここでいけば学童保育ですね、そういうものが求められているものがあるのだろうと思うのです。

先ほど市の説明の中で待機児はいないのだと言われていましたが、私は違うのではないかなと思っております。

委員長 少し議論を先に進めたいと思います。それで、委員の方からはひとり親家庭のお話でご質問が出たのですが、今の議論の続きということで言うと、少し広くとって、委員が配ってくださったものを参考に、少し委員が説明をしていただくという順番の方が議論が飛ばないで済むと思いますので、しばらくさんの方にマイクをお渡ししますので。ただ、非常に多岐にわたっていますので、お任せはしますが、少しまとめてご意見をいただければありがたいと。

委員 これは一々については申し上げます。これをまとめたのは鎌倉子育て支援グループ懇談会という十何団体のサークルが集まった中の意識のある若いお母さんたちがインターネットでまとめたということですので、非常にばらばらに入っていますので個人的な意見もあるかもしれませんが、以前にいただいた、例えば幼稚園の保護者会のアンケートの中で一番多かったのは、行政に何を支援してもらいたいかがというのが経済的支援だったというのが、非常に棒グラフが長かったのが、やっぱり一番私きょう最後で申し上げたいことで、児童手当にしろ児童扶養手当にしろ、国や県や大きい行政レベルで減らされているということについて、それは反対ではないだろうかということをお願いしたいのと同時に、特に幼稚園の授業料というのがそういう形で表現されていますけれども、やはりそういう支援というのを一番若い人は願っていて、今、これだけ少子化であるという中で、子育てしていくための負担についてやはり補助していく制度が必要だろうと思います。

私自身は主任児童委員ですから民生委員と一緒にふだんかかわることが多くて、高齢者問題にいつも取り巻かれているのですが、具体的にはやっておりませんが、

鎌倉市はもうこのところ高齢者サービスの方はかなりいろいろ充実してきていて、毎回、この間もこういう冊子の中に山のように高齢者サービスをどれだけ鎌倉市でやっているかというのがたくさん出ているわけですが、少子化対策の子どもサービスがどれだけあるかという、なかなかないと思います。だからそういうところをぜひ1つずつでもいいですから実現していきたいなということで、高齢者サービスの中で特に顕著なのは、市役所からいろいろなセンターに行く無料バスとか、そういうものが非常に張りめぐらされているので、これは割と実現可能、とても実現不可能なことは申し上げてもしょうがないと思うので、実現可能なところからといいますと、子どもがどこかに行く場合の無料バスのようなものはできるのではないか。例えば私は鎌倉中央公園で活動していますが、あそこに行くのにとても坂の上で不便なので、実際に行政の方でも民間のバスがここまで行くように、今、交通政策課で手配してはくださっていますけれども、子どもが放課後遊びに行きたいのだけれどもあんな坂を登って行かれない。それから、鎌倉市の旧鎌倉の方から行かれないために、例えば市役所から、それから深沢の公民館から、学習センターですか、あそこから放課後に何らかのバスを出すとか、そういうことはそんなに不可能ではないのではないかなと思ったりもします。

それから、この中に何回も申し上げる冒険、遊び場のプレイパークのことなんかもあるのですが、先ほどの子ども会館などで、そこに常駐する職員の充実化ということは1つであると同時に、遊び場である程度そこで責任を持って見てくれる、公園でのプレイリーダーというようなことも配置していくというのは必要で、これはやっぱり1カ所ではなくて鎌倉の各地域でそういうことを実現していく必要があるなと思います。

それで遊び場は、児童公園が本当に猫の額で狭くて無理なのですが、この中に出てこないのですが、我々や私以上の年代の鎌倉育ちのお母さんたちがよく言うのは、自分が子どものころは神社やお寺が遊び場だったのだけれど、今は観光客にとられてしまっていると言って、前に申し上げたかもしれませんが、例えば高齢者は拝観料が無料だったりするのかどうか、そういうところを子どもも拝観料が無料で親子で行かれるとか、その中でお弁当を食べたり、神社の裏の方に行って遊んだりというようなことができればいいなと。こちらの寺とかはきっと大丈夫なのだと思うのですが、主に旧鎌倉のあたりは観光客に占領されていて、子育てしている親子が非常に小さくなっていなければならないということがあります。今、無料であるのが市営プールぐらいかなと思うのですが、そういういろいろな施設を無料で優先できるというような仕組みもつくっていただけたらいいかなと思います。

あとはいろいろこれを読んでいただければいいと思いますけれど。

委員長 はい、ありがとうございました。

それでちょっとそのひとり親のことに行く前に、市長からいただいている諮問事項の2つ目で、子育て家庭の支援充実ということがありますので、主としてこの子どもの家、子ども会館についての話がここ3回、ちょっと重点を置いて話をしてきましたが、今、委員の方からは少し具体的な提案を含めて広い意味でのご意見、ご提言をいただいたようですが、少しひとり親の支援に移る前に、総体的な部分でこの子育て家庭の支援ということで、こういうことを今考えているということがあれば少し皆さんからご意見伺っておきたいのですが。今までの議論で大体話は尽くされたでしょうか。同じようなところを違う角度から見ていただいてもいいですし、このことについては発言していなかったという違う声とかでも構わないと思うのですが。幼稚園のことは大丈夫ですか。一度は知恵を出していただきましたけれども、きょうのさんが配ってくださった1番目も幼稚園にかかわることですけれどもね。

前半、この審議会では少し保育園が気がついていらっしゃる、子どもの虐待のお話を委員から出していただいていたけれども、その辺のところも今まで議論してきた中で少し連携とか、児童相談所の話も出ましたけれども、特につけ加えるご発言はないですか。

委員 余り教育委員会をいじめることになるので遠慮していたのですが、先ほどからいささか気になっていることなのだけれど、子どもは社会で育てると今言いますけれど、それはきれいな言葉だけれど、要は教育委員会はどこまでかかわるの。うちの方は決まりで5時半で終わりです、5時で終わりです。子どもは随分疲れています。ではどうすればいいのでしょうか。うちへ帰っても親はいない。親も疲れて帰ってくると、当たるのは子どもにしか当たれないからどうしても虐待がある。それを早期に発見する仕事も指導員の仕事ではないのだろうか。そして、親が帰ってほっと一息ついたころ迎えに来てくれるまで、そういうところで預かっておくことが虐待を未然に防ぐ手だてではないのか。その辺がちょっと教育委員会はやり切れないのだな。地域の福祉、それから、地域のいろいろな人たちにある程度任せればいいのかではないだろうか。しかも先ほど受益者負担と言いましたが、ただだからここまでしかできないよというふうに聞こえるのですよ。そうは思っていないのだろうか、だけれど地域が育てるといっても、一番の基本は、学校教育はどうするかという問題だと思うのです。学校でのいじめもある、そのいじめも親はなかなか子どもが寝てしまったら発見できないことだから、それもトイレに連れて行ったりなんかしたときに指導員が発見するのだと思うのです。

その辺のところを本気になってこういう地域の核になるところがやってくれないと、学校が今荒れていますよだけでは済まなくて、子どもたちの基本的人権をど

こが守るかという問題になるのではないか。これはなかなか教育委員会はそこまでは手は差し伸べられないと思うけれど、我々の思っていることをいろいろ言うことによって、これは市政改革で改善されるのかなとそんなふうに思っているのですけれど。

委員長 ほかにはいかかですか。

私も一言だけコメントをつけ加えておきたいのですが、子どもたちで言えば、やっぱり学校と家庭の往復だけで地域で居場所がないとすれば、やっぱりこういう放課後の預かりも含めてなのですからけれども、せっかくこういう小学校区に1つ拠点ができているここで、もう少し地域の中で子どもたちが過ごせるようにしていかないと、それぞれが煮詰まってしまうのかなと考えています。そういう意味で子ども生活の幅を広げるために、それこそまさにそこが行政が要る手だてを組まないといけないところだと思うし、あわせていえば子育て、お子さんたちを連れただお父さんやお母さんたちの居場所というのも地域に余りないだろう。この辺もういろいろなグループの育成、そのグループの人たちが使える場所等も提供していく必要があるのかなと考えております。

委員 実は夕べ8時半ごろ犬の散歩に行きまして、岩瀬の子ども会館のところを通ったら、中学生が2人玄関の横の壁のところへ寄りかかって座っておしゃべりしていました。犬を連れただままおどかすようで悪いなと思ったけれど、そばに行くと閉まっているここでそんなおしゃべりしてはいけないよと言ったのですけれど、考えてみたらその時間にあいていたならこの子たち居場所があるのではないかなと思ったのですけれど。たまには教育委員会が夜回って歩いてみてもいいのかなと思っています。

委員 場所をつくるということは、居場所があるということがとても大事なことです。場所があっても行けない、行かない、また見えてこない。今の虐待もそうなのですが、私がかかわっている子どもたちに、虐待を小さいころから受けている子どもたちがたくさんいるんですが、本当に症状として15、6、7歳ごろになってとてもあらわれてくるのです。ある子はお父さんからずっと虐待を受けていて、本人はでも虐待と全然感じていなくてたたかれる。でも、その後すごくお父さんが優しい、だからもうお父さんが好きなのですね。だから自分の中でお父さんに対する感情が、好きなのだけれども怖いという恐怖がトラウマになっておりまして、どういう症状が出てきているかというと、耳が時々聞こえなくなったり、また逆にすごくある音がすごく大きく聞こえたりとか、それから、安全ピンで耳を突き刺すのですよね。そうすると痛さを全然感じないのだけれども、それは突き刺して血が出るのを自分で見る、それはやっぱりお父さんから暴力を受けた後なのだそうですね。本当にそういったさまざまな症状が出てきて、そのことによってやっぱり学校も行けない、先生も怖くなるという状況で、そういうこ

とは本当にぱっと見全然わからない、普通の幸せな高校生にしか見えない、ほかの人から見ると。だけれどもそういうことを抱えている。そういう見えない部分とは本当にあると思うのです。だから、ああ、これがもっと小さい3歳、4歳、5歳、6歳のころからケアできたらどんなにいいだろうと思うので、ぜひ見えない部分のための何か方法はないだろうか。こども局、これからできるのだと思うのですが、その中でもぜひそういった部分の、この間申しあげましたような、何かちょっとそういう声を聞いたらそれをみんなで考えたり、どうすればいいかという連係プレーをとれる場所というか、核になる場所、見えない部分を見守るような、何か具体的に思い浮かばないのですが、そういう核になる場所というの必要ではないかなと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

委員 最後の回なのでちょっと申し上げたかったのは、さっきちょっとNPOについて申し上げたいということで、例えば地域の人たちが地域の子どもを見ていくということが必要だと思うのですよね。だから、この市役所の中にいる行政の方がこの建物の中だけでは見えないものが地域の方は見えるわけですから、そういう人たちの子どもを支えていくためには、やはりそこに小さな地元の組織や市民活動が生まれてきて、それが核となってその連係プレーの場所でもいいですし、子どもの居場所もそうですし、前回、私、生涯学習課が持っているいろいろな建物と言ったのもうそうですし、そういう余ったものですか、もう今お金がないわけですから、そういう建物をどう生かすかといったときに、その地域の人たちがここで核になって運営していくということができればいいと思うわけです。でも、今、行財政の中で主に考えられているのとか、今回のここでもそうだと思うのですけれども、民間委託とか事業委託というのは財政の削減というふうに行政がとらえるのは間違いであって、ボランティアでただでやればいいのか、安くやればいいのかという、そういうことではなくて、そういう地域の中の市民の力を使うことが意義のあることなのだとははっきり認めていただいて、その上できちっとしたお金をやはりつけていかないと、それは長続きしないだろうと思うのです。

今、私中央公園でずっと活動していますが、あそこの中にある田んぼや谷戸の自然資源を学校教育に使ってくれとずっと長年言ってきましたら、それが実現できました。

学校に申し上げてそれが実現できたから物すごくうれしいのですけれども、ただ、先生たちはお礼は図書券しかないのですよとか、それもないのですよというふうな状況で、これから総合学習がずっと回転していけば、そういうことだけで教育委員会済む問題ではないと思われると思うのですけれども、ボランティアをただで使えばいいのではないかという、とかくそういう考えが先行してはよくないなと思います。

私たち自身はあそこで12年活動してきましたので、それがどんなふうに市が認めて委託関係になるのか今交渉している最中ですが、市民活動がNPOとまず認められて行政よりもさらによい仕事をする、ということでNPOに委託というのが本筋なのですけれども、そのためにはいきなり手を挙げてこの指とまれ、はい、5人、10人でできることではなくて、やはりそこに何年か蓄積のある団体というものをつくっていかねばならないと思います。

そういう意識をまず行政に持っていただいた中で、NPO活用というのをやっていくべきだというのが1つ。それから、ここの審議会も大変なお金を投じて審議委員がこうやって集まってやっていますけれども、こういうことに2時間来ただけで私はこんなにお金は要らないと思いますので、もっとそれこそこういうのはお金をつけないで、当事者が集まって、行政をやつける会ではなく、行政はもう限界なのだと、ある程度、私は思っています、やれるところが。それだったら、ではどうすればいいかという知恵を出し合って、この中でどうしていくかという、そういう会を幾つもこれから持っていくのがいいのではないかなと非常に最後になって思いました。

委員 委員に質問なのですけれど、よろしいですか。

ひとり親家庭の話が出ては引っ込んでしまうのですけれども、ちょっと父子家庭についてちょっと申し上げたいのですが、きょうは父親が急に残業であると、夕食がつかれそうもない、したがって菓子パンを戸棚に買って置いておいて、これ、夜食べないさいよと。子どもは帰ってきておなかがすいているからおやつに食べてしまう。そうすると夕飯に食べるものが何もありません。おなかがすいた育ち盛りの子が晩ご飯が食べられないと、これほどの虐待はありませんね。そういう子どもの家庭に主任児童員の方や民生委員の方が回って助けてあげることができないのでしょうか。今のところは老人で手いっぱい民生委員の方もおっしゃいますけれど、私は老人も大変だけれど、そういうひもじい思いをしている子が次にどうするかといったら、それはどこかのスーパーに行って万引きするしかない。近所の人ではもう助けきれない、そういうことができないのか。

それから、母子家庭の子は母親が父親と母親の両方の仕事をしていますから、相当に疲れています。それが虐待につながるので、お母さんを民生委員や主任児童員の方が行って励ましてあげることができないのかと。

またもとへ話を戻ると、父子家庭の方は食事をつくることと洗濯物が困ると。突然仕事が入る、特に自家営業の人は夜遅くまで仕事があったりしますと、子どもは食べられない、清潔な服装ができないでいる、夜になって石油ストーブをつけると火事になるといけないうとと言われて、薄いシャツのまま自動販売機のところに背中を寄せつけて立っている。自動販売機、案外あったかいですから。そういうことが実際あっても、実際には民生委員の方や主任児童員の方は現在のところ

何の手を差し伸べてくれない、伸べられないのだと。その辺のところは何とかならないのか、伺いたい。

委員長        さんにお答えいただく前に、せっかくですから全般的な状況も把握をしておきたいので、ちょうど        委員がそちらに話題を移してくださいましたので、きょう用意をされた資料と、先ほど        委員がもう少しこの中身詳しくという話も出ました。それから、今の        委員の発言にありました状況を行政がどういうふうに把握をされていて、児童員、主任児童員もそうですけれどもね、どういう支援を考えていらっしゃるのか、あるいはなかなかできていないのか、その辺の御説明をお願いして、それから、        委員の方にお返しします。

事務局        資料は、ひとり親家庭支援を考えるための1つの資料ということでお出ししています。数値的なものはごらんいただいたとおりで、一応わかっているのが母子家庭の困っている内容というのは、家計、仕事、住居。それから、父子家庭については母子家庭の家計、仕事、住居を上回って家事というのが多いということで、先ほど        委員もおっしゃったとおりの形の調査結果も出ています。

      委員さんの先ほどの質問については大変申しわけないのですが、これは多分調査の仕方そのものが、この中から選択するというような形で出ていると思いますし、実際、厚生省は発表していませんし、私どもこれ以上の中身は申しわけないのですけれどちょっとつかんでいません。申しわけありません。

母子家庭に対する施策としまして、先ほど言いましたような困っているような状況があるということで、市だけではなくて国、県も含めた行政として児童扶養手当の支給ですとか、保育園の優先入所、それから医療費の助成、家賃の助成というような制度を設けていまして、もちろん完璧なものではないにしろ、母子家庭の生活の基盤を支える一助としてこういうような制度が活用されています。

厚生労働省の方もこれまでは母子家庭に対しては金銭給付が主であったと。今後については、就労支援の方に力を入れたいというような形で施策を展開するような方向に今向かっています。その方向に向かいます母子及び寡婦福祉法、あるいは児童福祉法も、その就労支援に向かって改正を今15年度に向けて検討しているというような情報を得ていますので、私どもの方としましても、その辺の動向を見ながら、例えば介護人派遣、福祉施設を利用した短期入所施設というような事業についても検討をする方向で考えています。

一方、父子家庭の方につきましては、経済的な支援というのは割と行政の施策としてはとらえやすいのですけれども、それ以外の部分ですと制度化をするのかなり難しい面があると考えられます。もちろん、保育園の優先入所ですとか、市の単独事業である家賃助成なんかは父子家庭を対象にしていますが、経済的支援以外の運営についてはむしろご意見を伺いたいというふうに思います。

以上でよろしいでしょうか。

委員 委員のご質問なのですけれども、私ども民生委員、主任児童員というのは、直接何か行動を起こすのではなくて、機関と機関との連携をするというのですか、その仲介に立つものなのです。実際に何か困っている方がいらしたらそれを発見して、どこの機関でそれが達成できるのかという間を受け持つということなので、ある時点では本当に精神的にパニックになっていらっしゃる方の夕食をつくるために、二、三日通ったりというようなことは実際にやったりもしていますが、それが半永久的にというのですか、ずっと続けるという立場ではないと思います。だから、そういう方の場合はどこに行ったらそれが達成できるのかというのを見つけなければならないわけで、さっきの父子家庭のお話ですと、例えばファミリーサポートセンターが今度できたわけですから、経済的に困窮されていなければ、夕方子どもが帰ってきてから食事をつくって洗濯してくれるまで2時間お願いしますということが可能になってきたのだらうと思います。まだ、これからだと思うのですけれども。母子家庭の方は今おっしゃったようないろいろな制度をやはり利用していくしかないわけで、就労支援というようなことができれば、一番とりわけ具体的に困っていることなので必要なのだらうと思いますけれども、そのぐらいです。

委員長 これで次回7月から報告書の問題を検討していただきますが、最後ではないので、その文章を見ながらいろいろご意見をいただきたいと思いますので、またそれを見ながら委員全体の方からご意見をいただきたいと思います。

それと関連して 委員が途中でこの放課後児童対策についてはサービスの提供、利用の当事者をお呼びしていないのでというご発言もありましたが、これだけ議論をし、それぞれの方からもご意見が出ていますので、市長からの諮問の中身に係る部分なので、何もそこでは意見を言えないとは言えないので、限界はあるのでしょうけれども、そこで審議会としての何らかの提言をしたいと思っておりますし、少し時間との競争になりますけれども、当事者の意見をどのように聞けるかは私の方で少し考えさせていただきたいと思います。

では、残り30分ぐらいになりますし、今後のことも御相談しなければいけませんし、2つ目の議事についても、2つ目の課題についても十分議論をしなければいけませんので、保育環境の充実についても議論をしたいと思います。

では、15 - 2というのをもう一回用意をされていますので.....。

委員 ごめんなさい。ひとり親家庭のことは、入ったばかりで発言も非常に難しいのですが、もうちょっと論議した方がと思うんですけれども、ちょっとだけよろしいですか。ひとり親の家庭については非常に難しく、私も経験も少ないのですが、今、非常に増えているなど実感をしております。私どもの勤務している学校で、10年ほど前はひとり親家庭は1クラスに多くて5家庭ありました。40人で。現在は母子、父子合わせて10人ぐらいが平均になってしまうといいますが、非

常に増えているというのが実感です。やはり今まで言われていたような問題点があるかと私も実感をいたします。

そこで、直接的にここに関わるかどうかわかりませんが、やはり父子家庭のしても母子家庭にしても、今の経済的な状況の中から非常に経済的にはかなり困窮しているという家庭が少なくありません。その中で児童扶養手当というのが非常に重要になっているようなのですね、父子家庭、母子家庭の中で。児童扶養手当というのは、たしか4月の末か5月に出ると思うのですよ。違いますか。4月ですよ。非常に母子家庭も父子家庭も、少なくないご家庭が本当にその日暮しの状況でして、入ってきたお金をもう次々生活に繰り込んでいくと。子どもがアルバイトしたお金についてもどんどん生活につぎ込んでいくという状況がありまして、本当に児童扶養手当が4月に出るということですが、その4月に出るのが何とか1年間たまった、例えば高校生や中学生の副教材費とかありますよね。そういうものに何とか回すということになっているのですが、その時期というのはもうちょっと通常の我々の生活の中での年度末3月ですよ。そういうところにずれせないのかなというのは常々思っているのですが、これは意見です。

委員長 現在、市の所管になっていないのがこれから市の所管になっていこうというような状況になって、鎌倉市でできることと、それからできないことがあるのですが、でも国への要望というの、あるいは県への要望というの目次の中にこの間つくっておきましたので、委員もおっしゃいましたが、本当にまず経済的な問題になってきて、これはどなたもそういう気持ちをお持ちです。私は少し時計を見過ぎた嫌いがあります。もう一回戻りまして、もしひとり親家庭に対する施策支援ということで、ほかの委員の方もご意見があれば。

委員 さっき 委員が父子家庭ではファミリーサポートセンターの人をという話がありましたが。これは費用負担はどのぐらいなのか。その週に何日かは家庭の家事の支援をしてもらうのに幾らぐらいですか。

幹事 ファミリーサポートセンターの料金設定については、時間単位で現在のところ考えています。利用形態は別にして1時間700円程度ということで対応する予定です。

委員 保育園に通わせているひとり親家庭、父子家庭の親では、それでは払いきれませんね。その辺をどうするのか。せっかく入れ物をつくっても、費用負担が難しいために利用者が少なければ意味がないのではないかなと思います。  
今のひとり親家庭は保育園なんか大体25%。全国平均、これは委員長が一番詳しいのだと思いますけれど、幼稚園はどんどんふえていますね。ですから、この2~3日前に要望書でも小学校の先生も今25%と言っていました。ですから、そうすると母子家庭の方は大体所得が少ないですから、保育料もうんと減免されていますが、父子家庭の方はそう減免率が低いので、ちょっと大変ではない

かと思っておりますが、その辺の利用効率を高めるために料金設定をどのくらい抑えるかということも役所の仕事ではないのかなと思っております。そういうところにお金をたくさんかけて、教育委員会と同じ轍を踏まないようにお願いをしたい。以上です。

委員長 ほかにはよろしいですか。

委員 今、委員からお話がありましたけれど、保育所の方は今25%がひとり親家庭ということでございますけれど、私どもは今239人の園児数で2人だけですね。非常に少ないです。やっぱり保育所とは違うなというのを実感として持っていますけれども、1つだけ聞きたいことがあるのですが、母子家庭で仮にアパートなんかにお住まいでいろいろな補助金みたいなものがあると思うのですが、そういうものはどういう種類のものがどうあって、どのくらいの金額が出るというのは、ちょっと2つ教えていただきたいのですが。

事務局 母子家庭に対しては家賃の助成という形で市では制度を持っています。これは先ほどちょっと言いましたけれども、鎌倉の場合は母子、父子問わずひとり親家庭に対する家賃助成というような形で行っています。一応所得制限がありますが、公営住宅に入れる所得、いわゆる低所得なのですけれども、その世帯に対して月額8,000円というような形で支給しています。

参考に言いますと、神奈川県内では鎌倉を含めて4市しかこの制度はやっていません。余談ですけれども、この家賃助成の制度は随分前のこの児童福祉審議会でご意見をいただいた上で、市が実施をしたというような経緯があります。

先ほどからお話出ていますように母子家庭がどんどん増えていまして、昨年の実績で言いますと、約二千数百万の支出というような形になっています。本来的には8,000円というのは、これが十分なものとはとても私ども考えていません。数がどんどん減っている中でこれをどういうふうに考えていくかというのが1つまた課題となっています。以上です。

委員長 そのほかに委員の発言、ほかにというのがあるので鎌倉市以外で児童扶養手当の月額とか医療費助成、医療費は出来高払いだから何とも言いようがないでしょう。

事務局 児童扶養手当については、これは国の制度でありまして、先ほど委員長がお話されたように、その一部が今度8月から市の方におりてきますが、法定受託事務とって中身についてはすべて国が決める一律のものです。参考までに児童1人の場合、月額4万2,370円、これ所得制限ありで支給されます。それで、委員さん、先ほどちょっとおっしゃっていましたが、4月というのは確かにそうなのですが、これは年3回4、8、12月に支給するというような形になっています。この金額ですとか支給時期については法定受託事務で全部完全に縛られると思いますので、ちょっと市の方で手を加えるというのは少し難しいので

はないかと思えます。

医療費は先ほど委員長おっしゃったとおり出来高払いなので、ちょっとこれは何とも説明しづらいところがあると思えます。

委員 児童手当と児童扶養手当というのはどのように違があるのですか、教えてください。

事務局 児童手当と言いますのは今の制度ですと、小学校入学までのお子さんを育てている家庭に、所得制限がありますけれども一律に支給するものです。児童扶養手当は母子家庭のみです。参考までにもう一つ、いわゆる3手当と言いまして、あと特別児童扶養手当を含めて3つの手当と言いますけれども、これは障害を持ったお子さんを養育している方に支給する手当です。3つのうち1つは学齢前のお子さんに支給するもの。児童扶養手当は母子家庭。特別児童扶養手当は障害を持ったお子さんを養育している世帯に支給する制度です。

委員長 よろしいですか。

委員 父子家庭は出ないの。

事務局 父子家庭はありません。ただ、児童手当は父子家庭でも出ます。児童扶養手当は母子家庭だけです。

委員長 全国調査をしますと、父子家庭の年間所得も一般世帯の年間所得に比べると低いのですが、そういう意味では何も母子家庭だけが経済的に苦しいということではないのです。特段、母子家庭の場合には調査するたびに格差が開いてきますので。

委員 親権をどちらがとるかという問題がありますね。その親権をとる親心と、それから、生活上の問題と収入の問題は全然別の問題ですね。リンクしないのですよ。これは親の愛情として。ですから、そういう意味で実際には母親が子どもを引き取った方が父親が引き取るよりは、子どもの幸せという面では、家事その他清潔上の問題とか含めて子どもは幸せなのだと思うのです。しかし、それは愛情かそのときの夫婦間の問題で、どちらが親権をとるかのことですから、国が母子家庭には児童扶養手当があるけれど、父子家庭にはないと、これは国の制度が知らないよではなくて、ここでの議論はそれではその国で出ない部分をどれだけかわって出せるかということだと思うのです。

委員長 大きな論議ですね。もう少し大きな議論をすると、日本の場合にはひとり親家庭、主として男性になると思うのですが、養育費をほとんど払っていないということ。この事実は大きいです。

保育の話へ移りたいのですが、よろしいですか。

では事務局の方から補足的な、第1回のいろいろご質問等も出ていましたので、それを含めて説明していただいて、また皆さんからご意見をいただきたいと思うのです。

今日はぴったりには終わらないので、少し時間が延びることを許していただきたいと思います。どうぞ。

事務局 前回、15 - 2 という形で資料をお出ししまして、民営化につきまして3点ばかり追加といたしますか修正といたしますか、そういうものを提案させていただいたところ。主に 委員の方から6点ばかり質問がありまして、それに対する答えという形でまずはお話したいと思います。

まず1点目は、民営化をする必要性というのが第一にありました。これは一番大きな問題ではありますが、前回、提案しました3点というのは従前からの方針、基本的な方針というのは維持しながらも、こういった点で追加、修正をしたいということです。民営化に向けての理由づけというのは特に変わっていません。かいつまんで説明すれば、より立派な子育て支援のための拠点施設を各地域に整備するということです。保育所というのは子育ての知識、経験、事実というものを蓄積していますので、地域における最も身近な社会福祉施設という位置づけがなされ、各地域に1つのこういった施設を拠点施設として保育の充実とあわせて地域における子育て支援に取り組みたい。

厳しい財政事情の中でありますので、その取り組みは拠点園以外の保育園を民営化することによって生じる試練、それを保育水準の充実と地域における子育て支援事業に当てるといった手法を取りたいということです。

それから、2点目は施設名が1園明確に出されたということについての答えということでした。子どもは1園を明確に出したという意識はありません。民営化の移行対象地域が鎌倉地域と深沢地域の2地域、それから、移行対象園が鎌倉地域におきましては材木座と稲瀬川の2園、それから、深沢地域の深沢、寺分、山崎の3園の5園であるということは、資料の10 - 3にも明記してあります。

このうち、前回は深沢地域を選考したいという提案をしました。深沢地域の公立3園のうち、どの園を拠点化してどの園を民営化するのかといった点については、今後の課題としています。

それから、3点目の質問で9年という年限、移行の年限、これをなくしたことに質問がありました。9年というのは1園につき3年ということで、保育環境の激変緩和のために考え出された方式ではあるのですが、昨今の待機児童対策ということの中でクラスを減らしていくという手法はちょっと理解が得られないだろうということから、方針を変更したものです。

それから、4点目の公設民営方式ですが、これは設置主体は市のままで、具体的に申し上げますと鎌倉市立何々保育園という名称はそのままに、運営を公募による社会福祉法人に委託する方式、これを選択肢に加えたいという提案です。

施設管理は従前どおり市が行いますので、受託法人側の負担はその分軽減されますし、保護者の方にもある程度対応できるのではないかと考えています。

委託先につきましては、この方式では株式会社という選択をされた市もあるようですが、本市は社会福祉法人への委託ということを基本に置いています。

それから、5つ目です。他市の事例というのは具体的にどこを指すのかというお尋ねです。これは引き継ぎの例でお話しましたが、民間につきましてはこれまでかなりの先行事例があります。ただ、今の段階でどこを参考にするとかという具体的なところはまだ決めていません。この先まだ民営化に至るまでは期間があると思いますので、その間にもまた先行される自治体が出てこようと思いますので、これらを参考にさせていただきたい。

それから、引き継ぎにつきましても単に施設管理の面であるとか保育の面であるとか、それぞれに応じた引き継ぎの方法とか、かけるべき期間というのがあると思いますので、そのあたりも今後は検討していきたいと思っています。

それから、6点目、これは委員長の方からもどちらも同じ趣旨だろうというようなご発言があったと思いますが、私立の保育所を公立の保育所に移管するという点ですが、これは10 - 3のように民営化の概要という中で、括弧書きで保育所に移行という表現ございますが、これの表現を合わせたに過ぎません。これについてはそれだけの理由です。

以上、一応6点について、事務局からお答えしました。

委員長 たまたま 委員の方からのご質問だったのですけれども、それぞれのご質問がある意味でこのテーマの中核となるポイントの質問だったと思います。これがよってほかの委員の方からもさらにご質問、あるいはご意見をいただいている、非常に大切なポイントを押さえていただけたと思うので、どなたでもご自由にご発言いただければと思います。

委員 たくさんありますが、全部は言いません。まず1つ、9年の問題ですよね。それについて保育環境の激変の緩和を考えてと。では9年でなければ、どれぐらいの期間を想定をされているのですか。

事務局 9年というのは、1園を民営化するに当たって3年間かけて3園民営化対象園があるので合計で9年ということであったと思います。

今回、考えた方式というのは、先行市例の話にまた戻ってしまいますが、通常、この間もお話しましたが短いところでは1カ月、あるいは長いところでは6カ月ぐらいの事例があるようです。これから具体的にはいろいろ調べていかないといけないのですが、民営化することが決まりましたら委託先法人との打ち合わせ等やりながら、引き継ぎをなるべく短い期間で設定していくということです。

委員長 こういうふうに考えていいのですかね。つまり従来案ですと、保育園の入所園児の募集停止をしていって、3年かけてある意味でその保育園を空にすると。その後、建て直しなり何なりをして民営化していくと。これだと鎌倉市の保育園入所定数とその期間減ってしまうので、そうではなくてある意味で居抜きで、場合に

よっては代替地で建てかえのときも入所定員は減らさないで公設民営方式を考えると。そういうことと言えば、法人に3年間保育をおつき合いしていただく引き継ぎということではなくて、だから引き継ぎの意味合いが変わったということですよ。

事務局 今、委員長にまとめていただいたとおりでして、子どもの側から見れば運営主体でありますとか保育される方が変わるけれども、それ以外の部分では変わらないという方式をとるということです。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員 いいですか。その1カ月から6カ月というお話が非常に短いなと私は感じるのですけれども、当初3年だったものがかなりの期間の短さですので、それで仮に移行するとなった場合に考えなければいけない、検討されなければいけない項目は相当数あるかと思っていますけれども、どういう項目をクリアといいますか、検討して調整をしていかなければいけないと思っているのか、それをちょっと挙げていただきたいのですが。

委員長 これも僕確認したいのですが、ちょっとやっぱり市側がおっしゃっている引き継ぎと委員のおっしゃっている引き継ぎは全部質が違うと思っています、この間資料で提示していただいたように、総体的な引き継ぎ期間から言えば、もしそうなった場合、その受け手の法人を公募して、そしてそれを選考するというその期間も入りますから、引き継ぎ期間は1年以上に及ぶはずで、つまりその法人の保育者が子どもの間に入っていただいて、一緒に今の公立の保育園の方と保育をしていただいて、子どもになれていただくというのが1カ月から6カ月ということによろしいのですよね。

事務局 そのとおりでして、3年とか9年と言いますのはクラスを募集停止してそれだけかかるという意味合いですので、今、お話ししている1カ月から6カ月というのは全然引き継ぎの性格が違っていると思っています。1カ月、ないし6カ月というのは先進事例の期間なのですが、これについていろいろなご意見がこれまでの審議会でも出ていまして、普通の年度のクラスがえとどこが違うのかというようなご意見もたしかあったように思いますが、そのあたりは今後の課題として検討していきたいと思っています。

委員長 その前提で委員の質問にも答えていただけませんか。どの辺を引き継ぎの内容とするのか、どの辺に留意をしようと考えているのか。

事務局 資料でいいますと10 - 3というので、移行の手法というのがありました。移行に際しては、これは移行の手法をどうとるかによるのですが、土地、建物等を移管するという部分があると。それから、今回選択肢の1つとして提案しました公設民営方式ですと、この土地、建物の移管というのがなくなってしまうということとで大きな違いがあるかと思っています。こういった財産関係の移管というのも大事

な部分です。

それから、移行に際しての条件というのがその次にありまして、単に保育所を任せるのではなくて、いろいろな保育内容についてもそこにあるのですが、産休明けの保育でありますとか延長保育でありますとか一時保育とか、障害児の保育とか、そういったものやっってくださいというような注文をつけたり、それから、実際子どもさんが環境が変わることに伴う保育士の方による保育の引き継ぎ、そういったものもあります。もっと詳しく言えばいっぱいあるかと思いますが、ちょっとこのあたりで……。

委員長 どうですか。

委員 それを出してください、お願いします。

それで、その引き継ぎの今かかわったところの、ほかのこともあろうかと思えますけれど、ちょっとお聞きしたいのが、今までもこのことについては論議がありました。1点目は新しい民間の保育経営者に対する条件のところについては、さまざまな保育の形態がその新しい民間のところではあろうかと思うのです。それについてかなりのことを制約することにはなりませんよ。その辺、相当困難が私は予想されると思うのですよ。それについては今までずっと論議が出ていたように一定の公的な支援とか、そういうものを検討されなければならないという意見が出ていたと思うのですが、それについてはどう考えているのかということが1点。

それから、もう1点については、財産の関係の問題なのです。土地及び建物、不動産については当然土地、建物を移管しない場合であっても施設、設備のところで補修をしなければいけない、あるいは保育内容の形態の違いによって改修をしなければいけないという問題が出てくるのは当然だろうと思うのです。それについては一体どこが負担をすることになるのか、それに対して、受益者負担ではありませんが、親に対して負担を求めるとい一般的には民間の保育園ではあり得ることだろうと思えますけれども、そういったことに対してはどのように考えているのか。

委員 民間の保育園が建物を改修、新築、増築をする場合には、保護者の同意を求めて協力を得ることはありません。これは国、県、市の補助金と、法人が国の外郭団体から借り入れる借入金と、あとは理事会が蓄財した理事会の自己資金と申しませんが、それで足らなければ理事長がポケットマネーを出すと。多いところで1つの保育園、大体2億ぐらいの保育園を建てる時に理事長が8,000万ぐらいの自己資金を出す。ポケットマネーというには、ポケットから金を出すことはできない。こういうことになっています。

委員長 ぜひ、8,000万円のポケットマネーを持っていただいて、行政の方に。

事務局 財産、施設的なことを先に申し上げますと、民間の法人にゆだねる場合はそれな

りの整備をした上でお引き渡しをするというようなことになろうかと思います。極端な場合は改築したものをお貸しするという形をとる場合もあるでしょうし、それはケース・バイ・ケースだろうと思います。

それから、特別保育の注文をいろいろつけさせていただくというお話をしましたが、これにつきましては児童福祉法24条に、保育を受けさせるということについては、これは民間や公立、保育をやる場所はいろいろありますが、保育そのものは行政が、市町村がやらなければいけないことですので、それに応じた補助をするというのが前提になっておりますので。補助といいますか、お金を出すと、支弁するというのが法で決まっていますのでご理解いただきたいと思います。

委員長 今回、提案された公設民営化方式がもし選択されるとすると、例えば修理、改築等についてはまさに理事長のポケットマネーでない、いわゆる鎌倉市としての支出で修理等がなされると理解してよろしいですか。

事務局 そのとおりです。施設管理者、設置主体は市ということになります。

委員 では、それでよろしいですが。

今、言われた公設民営という形で施設及び設備、建物については市の財産であるとなった場合に、現在の公立保育園でもかなり大変ですよ。雨漏りがあってもしばらく補修が半年、あるいは1年にわたってできなかったとか、小さな補修についても大変な労力を要して、かなり園長先生が努力をされたということを知っておりますけれども、その場合にはどういうルートを通してどういうふうに、あるいは緊急かつ必要なものについてはどのようにしてそういう施設設備の変更等を行うということになるのですか。そうすると、それが非常に手間がかかるということであるならば、これは当然のことながら保育内容にもそれが影響してくるということが出てくることは必至なのではないですか。

事務局 公立の方は財政事情が厳しい中でいろいろご不便をかけているということはあると思います。先ほどお話ししましたように移管をするからにはそれなりの手当と整備をした上で引き渡しをするということになるかと思います。それはまた経年度変化で何かまた改築なり必要になる場合は市の責任でやるということで、後は個々具体的なケースに沿って対応するしかないというように思います。

委員長 今の意見で言えば、もう公私関係ないわけですよ。そもそも雨漏りが直らんといい、そっちの方が問題かもしれせん。

委員 具体的に言えば雨漏りがあると、それだけではなくて漏電の危険もあるというふうな場合には、かなり緊急性を要するという場合が出てきますよね。現実に公立保育園でそういう例もあったわけですし、そういった場合にその辺の手續等をきちんとしておかなければ、それは受けた施設側はたまらないのではないのかというふうに思うのです。現状でいけば財政難が一番大きな理由のようですけども、その中で移管したのだからそれはわざわざ市の財政使わないでそちらでやりな

いと、さっき言われていたように民間の施設だけで、補助金もあろうかとは思いますが、やっけていくというのはかなり大変なケースがあるのではないですか。億の単位ですよ。

委員 参考のために申し上げますが、実は昨年私どもで分園をつくりました。名前をオランジェと申しましてことしで2年目でございます。定員29名で現在17名が入園しております、鎌倉市の子どもは1名、来月7月にもう1名入ってまいります。あとは横浜市なのですが、平島保育園という公立の保育園がありまして、これが廃園になって、保育園は休園というのですが、なっていたところを大船保育園、私どもの園、それから、こぼとという3つの保育園が改築をするときに、仮園舎として一時お借りをしたところで、鎌倉の文化財を積み上げてあった倉庫になっていましたから、ひどく荒れておりました。今、そこに座っていらっしゃる部長さんの大英断でお金を工面していただいて、それで改装をしたのです。私たちがいろいろ利用するために、経費は関係なしにいろいろ要望を出しました。ところがないそでは振れないということの中で、できるだけの改装をしていただいたわけです。

私どもとしては、今、80人、70人かの定員の大きな建物が0、1、2歳の29名になるのだから、土地建物を無償譲渡してほしいと。そうすれば壊して使いやすいものをつくると言ったのです。ですが、それはなかなか難しく無償貸与になった。そうすると内装はできましたが屋根の修繕はできなかった。雨漏りしたらどうするという話になりまして、私どもの法人がつくった建物なら修繕料を蓄えてそれで屋根の修繕をすればいいわけですが、市の建物ですから、雨漏ったよ、何とかしてくれと市に言ったときに、金ないよと言われてたら、子どもは傘を差して暮らさなければならぬ、どうするという話になりました。そのときは緊急で何とかお金を工面しても屋根の雨漏りは直しますと、こういう話でございましたが、幸い、まだ雨は漏りませんで、心配していた電気は全部引き直してほしいと言いましたが、これはなかなか引き直すお金がないと。見たところまだ使えそうだからと言うから、漏電したらどうしてくれるのだと言いましたが、蛍光灯の電球だけを一部消えかかっているところだけ取りかえていますが、これは長い年月をかけて傷んでいるところから、子どもの危険を排除する側から少しずつ修繕費を出していただくしかないのかと、そんなふうに思っています。

ですから、この中で一番老朽化が進んでいたのは深沢保育園ですから、そこを移管するとすればまず建て直しか、そうでなければ修繕のときにきちっとお金が出せるシステムをつくっておかなければ無理ではないかと、そう思っています。

委員長 委員、まだたくさんあるというふうにおっしゃいましたので、1つ1つ答えていただくのとあれなので、先にざっとご意見を伺いたいと思いますが、あと何点かはおありになりますよね。

委員 全部やってしまうというと大変ですね。

今の施設設備に関連をして言うと、今、委員おっしゃったようにやはりそのルートをきちっとしておくべきだろうと思います。つい先日も、私の子どもは岡本ですが、子どもを迎えに行ったら、きな臭いがするということで見てみたら、雨漏りもちょうどしている最中だったので漏電ではないかと心配したのですけれども、そんなことが公立の施設の中ではかなり起こってきていますよね。もうかなり老朽化していますからね。それはさすがにふたをあけなければわからない世界ですから、非常にお金がかかるし、中身としては緊急性を要するものも出てくるということがあると思うのですね。また、あるいは去年の池田小学校の事件がありましたよね。それに伴って塀の問題を一気にやるとなった場合に、またそれは1つ障害が起きてくると。公立の施設ではないところで民間の施設をやるということはどうなのかということも、また1つ問題になってくると思うのです。その辺のやっぱりルートをきちんとしておかなければいけないことだろうと。ですから、当然それは財政負担についても当然それはしておかなければいけないことだろうと思います。

それから、先ほどのお話の中で出てきたことで施設の譲渡という問題がありました。これもまた非常に難しい問題だろうと私は思います。恐らく鎌倉の保育園がどうやってできてきたのかということの歴史を見てみると、公立の保育園が随分おくれてつくられてきたという背景がありますよ。最初、共同保育から始まって、それで公立の保育園がどんどん建ってきてというふうな歴史的な経過があるかと思うのです。まさに保育園というのは地域の財産だろうと私は思っています。ですから、単に市の市有財産として園庭があり建物があるというだけではなくて、市の地域の中の財産を譲渡するというのは、そんな簡単な問題ではないのではないかと思います。

それにかかわって民営化をする必要性については、非常に簡単に述べられましたが、私はこういうふうに思います。今までずっとこの間、論議をされてきた中で、非常に地域のことが幾つか論議をされてまいりました。私も子どもを保育園に入れる中で初めて地域を知ることができたなどということを上げてきたと思いますけれども、やっぱり昔から鎌倉にいらっやってこの年代で子育てをされているという方は、非常に少ないというふうに思います。他市から移転して、あるいは他市での生活をしている中でこちらに戻ってきてと言われる方が多いのではないかと思います。そういった意味ではどういうふうに鎌倉が、首都圏の中にある位置で地域をつくっていくのかということが非常に重要な課題であろうと思います。

それは、前々回、前回のところでも市民子ども局のところでもお話が出ていたように、中央のところを変えるだけではなくて、やっぱりそういった子育ての支援

の情報というのが、それぞれの地域を通して知られるということは非常に重要であろうと思うのです。そういった意味では各行政で分けている、区域ごとに1施設だけというのは、私は現在ある財産を有効に使っていないのではないかなと思います。そういう意味では現在ある保育園、公立保育園のあり方をもう一度きちんと見直して、子育て支援の地域の核になるということをもっと重要視する必要があるのではないかなと思うのです。

仮に民営化をしても、先ほど施設の問題だけで少しお話をしましたが、さまざまな面での子育て支援にかかわる財政支出が伴います。その財政支出だけではなくてソフトの面、さまざまな情報がありますよね。例えば極端な例ですが、児童虐待なんていうこともお話がありましたが、そういった問題点についてはやっぱり個々に現場にいる人から直接上がってこないと非常に難しい問題だろうと思います。そういった意味では鎌倉市で子育て支援センターを設けていますけれども、外部団体に委託していますよね。直接、その情報が市に入ってくると、情報、ソフトの面を市が把握するという点でも弱いのではないかなと思っています。

そういった点では現在ある公立保育園を新たに役割をきちっと持たせて、充実をさせていくということが私は必要だろうと思います。したがって、1地区で公立保育園が1施設ということだけではなくて、むしろもっと多くていいと。それからさらに、それ以外にさまざまな民間の保育施設が来るのは大変結構なことであるというふうに私は思いました。したがって、現在の公立保育園を民営化するというよりも、現在のある公立保育園を有効に利用していくということの方が財政的には有効であろうと考えております。

それから、さっきの点はよろしいですね。引き継ぎの事項について、やはりちょっと明確にさせていただいた方がいいだろうということがあります。

それから、他市の事例は現在の段階でどこで参考にするか考えていないということで、他市の事例という文言が出てくるというのは、私には日本語が理解できないせいなのでしょう、よくわかりません。

それから、施設名の問題についてですけれども、非常にわかりにくい文章ですよ。15-2の資料の4の(2)のウについては、いずれともとれる中身が書いてありますので、やはりそこはいずれともとれるようなものではなくて、きちっとすべきではないのかなと。でも、ただこの文言を読んでいますと、どう見ても深沢保育園だなと思ってしまうのですが、そういう解釈をするのは間違いなのですか。

あと、いろいろ出てくるとは思います、余り長くしてもしようがありませんので。

委員長 1点だけ、これ深沢ですかという、これ大切ですよ。

事務局 冒頭でもお話ししたのですが、先ほど 委員からも深沢保育園というのは老朽化が一番進んでいるというご指摘ありました。それはもう間違いのないところでご

ざいまして、雨漏りとか照明の点であるとかいろいろ問題があります。そこであそこを改築することはもうやらないといけないと認識しています。これは民営化とか拠点園にするとかという問題以前の選択であろうと思っています。新しいものにするのですが、それも現地でやるのか、梶原ハイツの方へ建てるのかといった選択はあるのですが、いずれにしても建てかえはしなくてはいけません。ただ、ここで拠点としての試みをやるのか、それともここは民営化して民間の社会福祉法人にお任せするのか、それは今後の課題としてもう少し時間をいただきたいということで、今回は深沢地域ということで選考を提案しましたが、園のどこを民営化するかという点については、まだペンディングであるということで、繰り返しになりますが申し上げます。

委員長 委員には、ほぼご自身のこの鎌倉市の提案に対する最終的なコメントみたいなものを含めてしていただきましたが、もう少しこれ議論をしていきたいと思えますし、私は最終的に答申をまとめるときに1つにはまとめたいと思えますけれども、まとまらなければ少数意見は抹殺するということはしたくありませんので、それぞれのご意見が活かされるように工夫していきたいと考えていますということをちょっと一言先に言わせていただいて、少し時間たっていますので、今日、ここは発言しておきたいということがあれば、

委員 一言言わせていただきたいことがあります。

公設の民営とか民営委託とか言われて、ここで今議論をしているわけですがけれども、実は発生の問題ですね、なぜ民間に移管をするかという議論が出てきたかという、公立はお金がかかり過ぎる、だから民間、つまり保育コストとある一部の学者はそういう言い方をしていますが、私は保育にコストはないと思っていますけれども、ですから公立はお金がかかるのは当然だと思うのですが、公立はお金がかかるし、だから安く上がる民間に移管したい、この発想は極めて悲しい。前回か前々回かいただいた資料を読んでも、民間に移管することによって保育のレベル、サービスが低下するのではないかと書いてあります。私たち民間の人間は今でも公立より民間の方が保育のサービス、内容は極めて優れていると思っています。それだけはやっぱり皆さんの前で言っておきたいと思っています。

委員 済みません、随分時間がたちましたので私も一言。

今、先生おっしゃったことは、まことにうれしいことなのですが、前から何回もお聞きしていると、結局保育に必要な市の支出を切り下げることによって考えて提案された。その主たる理由は人件費であるということも前に言われました。それで、私も民間の保育園に子どもを預けていたということからすると、ここで保育の質の問題になっている。移管すると質が下がる。それはないと、私は心配していないのですが、そのいい保育の内容を少ない人件費でもって多くの先生方の犠牲、先ほど理事長のポケットマネーだと言われましたが、そういうのではな

くて無償労働に近いような部分も随分していただいている。市の財政を切り詰めていい保育をするということになると、民間の先生が今やっという犠牲的な労働条件というのを拡大するということになりはしないかと非常に危惧しています。

それは民間にしなければいいという問題では全くありませんで、今の公立の保育園を民間にする、しないということにかかわらず、そこは問題なわけです。それで、もし公立の保育園を民間民営にするということを言われるときは、だからこれで人件費が切り詰められるので支出を削減できるという発想ではなくて、逆に今やっている非常にいい民間のサービス内容をさらにもう少し金銭的な補助も含めて与えて、さらに柔軟にできる、例えば雨漏りだっけきちっと直せるというようなことも含めて、そういう観点で考えていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

委員長 おっしゃるとおりだと思います。実際の面、あるいは保育の質を下げることによってこういうことが行われてはいけない、確かにそうです。

委員 よろしいですか。保育園のこととは別に、先ほどいただいている2番目の答申の方に対して、この委員が出してくださった資料の一番最後に書いてある言葉がとても使えるのではないかと、さっきから何度も読んでいたのですが、「鎌倉が子育てしやすい町になるためには、今動き出している市民サイドの子育て支援活動を大切に育てていくことが」という文章なのですけれども、これは市民サイドのものだけではなくということをつけ加えたいのを次回にして、この言葉というかこの資料をもう一度ぜひ持ってきていただければと思ったのでよろしくをお願いします。

委員長 今日が最後ではないのですが、もうあと3回あるのですけれど、何か今最後の一言合戦になりつつある。もしほかの委員もきょうの最後の一言というのがあれば伺って、次回、審議会の日程にしたいと思います。もう一言というのがあれば。発言されていない委員、委員、あるいは保育については委員も発言されていないですが、何かあれば一言、よろしいですか。

委員 ちょっと一言だけ。

きょうの「ひとり親家庭が困っていること」という表なのですが、これ見ますと大体100%になるのですね、横に足していくと。ですから、恐らく一番困っていることを1つだけ上げなさいということですので、例えば父子家庭が、家事に困っているけれど家計は困っていないということではなくて、家計は困っているけれども家事が困っている方がもっと強いということだけを意味するので、こういう数字を利用してこういう措置があればいいということには全然ならないということだろうと思いましたので、ちょっとさっき言い忘れましたので。

委員長 ありがとうございます。

それでは次々回の日程も含めてご相談をして、30分延長で終えたいと思うのですが。

次回は7月7日、七夕の日、日曜日というので時間をとっていただきました。そして、我々は2年前の8月19日付で委嘱状を受け取りまして、行政の2年間の委嘱というのは、その1日前8月18日が我々の委嘱期間の切れる日なので、日曜日に最後の会合をやって市長に来ていただいて渡すというのも、論理的にはいいのかもしれないですが、それにしても最終は18日ということで、その前に1回、この7日から作業を始めますけれども、実際の文案の検討もやりたいので、7月の末から8月の頭に2時間ではなくてできれば10時、5時とか、少し長い時間をいただきたいのです。議論もしなければいけないでしょうし、場合によってはここにパソコンを持ち込んで文章を打ちながらということも必要になると思うので。

(日程調整)

委員長 では次々回は7月26日、朝10時からということで。

この間、会を閉じた後に 委員の方からお申し出があって、文章づくりについては自分も大学の人間なのでお手伝いをしますよという、そういう協力を申し出ていただくことができましたので、7月7日から少しずつ文章をつくる作業について、当初、私と事務局でと言っておりましたけれども、 委員にも少しお手伝いをいただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ではまた、どういう形で文章原案をつくり、我々がまたそれをここへ提示する原案にしていくかということについては、私と鎌倉市側との調整ではなくて 委員と日程調整も踏まえて7月7日のところから始めさせていただきたいと思いません。

今のところつもりなのですが、7日のところは、ちょっと僕は保育のところだけ書きにくいので、前半のところ、現状のところとか、何か今の保育園の現状とかというようなところと、あと先ほど少し 委員から宿題をいただいたのですが、子育て支援施策の充実のものは少し書きたいなど。保育園のところはもう少し議論をしたいと思っています。そんなことを7日に少しやりたいと思います。

それでは済みません、30分延ばしましたがそういう形でやらせていただきたいと思っています。なお、このとっていただきました7月26日の金曜日の最後の進め方、それからどういう形で傍聴の方に入らせていただくかについては、少し7日にご相談をしたいと考えております。

それでは、30分延長しましたが、きょうは閉じたいと思います。どうもありがとうございました。